

# 月刊

# 宅建マイスターマル秘レポート

2024年11月号

不動産の“境界確認”の“困難要因”と“実務”の対応はどのようなようになされているのか？土地家屋調査士の先生！解説を。

★公図と現地の利用状況が異なる場合は要注意。  
☆公図が“筆界”の位置を正しく表してないのは？  
★道路の幅員が公図の読取りと現地とで差異が！

- ①公図の地番配列と現地の地番配列とで差異が。
- ②公図の形状と地積測量図の形状が異なる場合。
- ③公図に地番のない「空白地」がある場合は・・・
- ④登記記録はあるが公図が備え付けられてない。



・現地の示す境界標と、昭和40年代の地積測量図が示す境界の位置関係が異なる場合、現地復元性の有無、地積測量図作成時の過誤の有無、作成時以降の現地状況の変化の有無を疑う。



気になる記事

全部事項に筆界は余白とないない場合は要注意です。理由は、境界が揉めている土地に他ならないから。

地域 No.1を目指します！

不動産売買の専門家「宅建マイスター」にきいてみよう！

不動産のプロとは  
「公認不動産コンサルティングマスター」の有資格者が在籍している会社。

情報・知識

スタッフ全員が、宅地建物取引士の有資格者です。その他、ファイナンシャルプランナーや賃貸不動産経営管理士、競売不動産取扱主任者などが在籍しております。

営業マンの姿勢

「スピーディーな行動」「真心こめたアフターフォロー」  
お客様の話をきく。あたり前のことを大切にします。

女性営業が対応いたします ♪♪♪

スタッフ全員が「女性」！ 博多駅から徒歩4分！ 売却相談・購入相談随時承ります！

## R 産託コンサルタント

SANTAKU



正直不動産ばかりじゃない。不動産業者に行政処分を与えたい！お気軽にご相談ください。

★毎週更新★  
R産託コンサルタント  
スタッフブログ  
★ぜひご覧ください★